

平成21年度有害大気汚染物質モニタリング調査結果について

大気汚染防止法第22条の規定により、平成9年度から有害大気汚染物質の大気環境モニタリングを実施しているところであるが、平成21年度に市内6地点で調査した結果は以下のとおりである。

1 環境基準が設定されている物質（6地点）

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質について、昨年度と同様に、いずれも全地点で環境基準を達成している。

2 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている物質

アクリロニトリル（6地点）、塩化ビニルモノマー（6地点）、水銀及びその化合物（2地点）、ニッケル化合物（4地点）、クロロホルム（6地点）、1,2-ジクロロエタン（6地点）及び1,3-ブタジエン（6地点）の7物質について、昨年度と同様に、いずれも全地点で指針値を下回っている。

3 その他の物質

環境基準及び指針値が設定されていない8物質について、ここ数年の全地点の年平均値の濃度の推移は、ほぼ横ばいである。

ベンゼンについては17年度以後低下傾向にあり、他の物質についても良好な状態にあるが、今後も排出抑制対策を推進していく。

1 調査方法、対象物質及び調査地点数(1) 調査方法

大気汚染防止法第22条の規定により大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（平成17年6月29日改正）及び有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省環境管理局大気環境課）に準拠して調査を実施した。

(2) 対象物質（19物質）

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、酸化エチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ベンゾ[a]ピレン、ヒ素及びその化合物、ベリリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物

(3) 調査地点

調査地点は、昨年度に調査した地点と同様に、図1に示す市内6地点（一般環境2地点、固定発生源周辺2地点、道路沿道2地点）において調査を実施した。

2 調査結果（詳細は表1参照）

(1) 環境基準が設定されている物質

○ベンゼン（環境基準：1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

昨年度と同様に、全地点で環境基準を達成しており、良好な状態を維持している。

○トリクロロエチレン（環境基準：1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

昨年度と同様に、全地点で環境基準を達成しており、良好な状態を維持している。

○テトラクロロエチレン（環境基準：1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

昨年度と同様に、全地点で環境基準を達成しており、良好な状態を維持している。

○ジクロロメタン（環境基準：1年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

昨年度と同様に、全地点で環境基準を達成しており、良好な状態を維持している。

(2) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）が設定されている物質

○アクリロニトリル（指針値：1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○塩化ビニルモノマー（指針値：1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○水銀及びその化合物（指針値：1年平均値が $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○ニッケル化合物（指針値：1年平均値が $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○クロロホルム（指針値：1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○1,2-ジクロロエタン（指針値：1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

○1,3-ブタジエン（指針値：1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。）

上記物質については、昨年度と同様に、いずれも全地点で指針値を下回っている。

(3) その他の物質

○酸化エチレン

○アセトアルデヒド

○ホルムアルデヒド

○ベンゾ[a]ピレン

○ヒ素及びその化合物

○ベリリウム及びその化合物

○マンガン及びその化合物

○クロム及びその化合物

環境基準及び指針値が設定されていない8物質について、ここ数年の全地点の年平均値の濃度推移は、ほぼ横ばいである。

図1 有害大気汚染物質モニタリング調査地点



一般環境	① 真砂公園測定局 ② 千葉市水道局
固定発生源周辺	③ 福正寺測定局 ④ 末広中学校測定局
道路沿道	⑤ 千葉市役所自動車排出ガス測定局 ⑥ 宮野木自動車排出ガス測定局

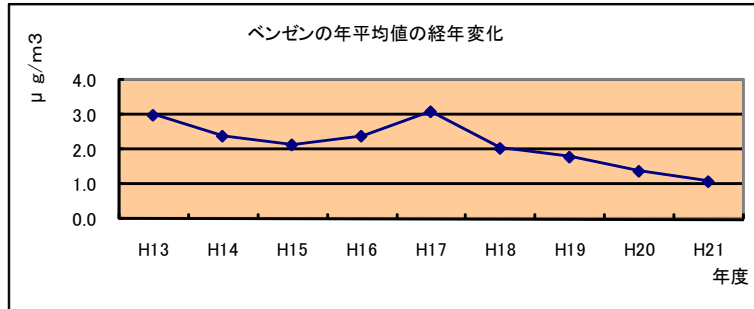
参考資料

1 ベンゼンの経年変化(環境基準値:3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

(環境基準値の単位は mg/m^3 であるが、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に換算表記した。)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

地点名	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
真砂公園	3.0	1.9	1.8	2.1	3.3	2.2	1.6	1.5	1.0
千葉市水道局	1.5	1.4	1.4	1.2	2.1	1.2	1.1	0.77	0.88
福正寺	3.6	2.7	2.3	2.7	3.2	2.3	1.9	1.3	1.1
末広中学校	3.0	3.1	2.3	2.9	3.2	2.1	2.1	1.3	1.1
千葉市役所自排局	4.0	3.0	3.1	3.1	3.4	2.5	2.5	2.0	1.4
宮野木自排局	3.1	2.1	2.0	2.3	3.1	2.0	1.6	1.5	1.1
平均値	3.0	2.4	2.2	2.4	3.1	2.1	1.8	1.4	1.1



2 環境省で取りまとめた「平成20年度の全国の有害大気汚染物質モニタリング調査結果」

(1) 環境基準が設定されている物質

(環境基準値の単位は mg/m^3 であるが、 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に換算表記した。)

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	平均	最小	最大	環境基準値
ベンゼン	1.4	0.35	3.2	3
トリクロロエチレン	0.65	0.0086	8.8	200
テトラクロロエチレン	0.23	0.0075	1.8	200
ジクロロメタン	2.3	0.27	110	150

(2) 指針値が設定されている物質

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名	平均	最小	最大	指針値
アクリロニトリル	0.093	0.0075	2.5	2
塩化ビニルモノマー	0.053	0.0020	1.4	10
水銀及びその化合物	0.0021	0.000050	0.0087	0.04
ニッケル化合物	0.0049	0.00034	0.027	0.025
クロロホルム	0.22	0.0060	1.7	18
1,2-ジクロロエタン	0.16	0.0045	1.8	1.6
1,3-ブタジエン	0.18	0.0055	1.6	2.5

(3) その他の物質

単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ベンゾ[a]ピレン、重金属類は ng/m^3)

物質名	平均	最小	最大
酸化エチレン	0.092	0.010	0.41
アセトアルデヒド	2.5	0.37	8.1
ホルムアルデヒド	2.8	0.49	9.3
ベンゾ[a]ピレン	0.26	0.00061	2.8
ヒ素及びその化合物	1.6	0.14	30
ベリリウム及びその化合物	0.028	0.0015	0.20
マンガン及びその化合物	29	0.33	230
クロム及びその化合物	5.9	0.20	63